

令和元年12月5日

審査請求人

有限会社杉原水産

代表者 代表取締役 杉原 稔 様

上記代理人 熊本 一規 様

同 弁護士 樋渡 俊一 様

同 弁護士 岩崎 真弓 様

総括審理員 原 弘樹

審理員 長谷川 知子

審理員による審理手続の終結について

審査請求人が提起した業務停止処分の取消しを求める審査請求（30総法査第1090号）について、審理員による審理手続を終結したので、行政不服審査法41条3項の規定により、その旨通知します。

審理員が作成する審理員意見書及び事件記録は、今後1週間以内（事件内容によって、若干前後する場合があります。）に、審査庁である東京都知事に提出する予定です。

したがって、審理員は、上記提出後の審理手続に関与することはできません。

本件審査請求についての裁決は、審理員意見書の提出後、東京都行政不服審査会への諮問を経て（※）、東京都知事が行います。

なお、審理員意見書の写しは、行政不服審査法43条3項の規定により、東京都知事が本件審査請求を東京都行政不服審査会に諮問した後に（※）、東京都知事からあなたに送付されます。

※ 行政不服審査法43条1項の規定により、東京都行政不服審査会に諮問されない場合を除きます。この場合、審理員意見書の写しは、裁決書と併せて送付されます。

令和元年12月5日

審査請求人

有限会社ムラキ

代表者 取締役 村木 智義 様

上記代理人 熊本 一規 様

同 弁護士 樋渡 俊一 様

同 弁護士 岩崎 真弓 様

総括審理員 原 弘樹

審理員 長谷川 知子

審理員による審理手続の終結について

審査請求人が提起した業務停止処分の取消しを求める審査請求（30総法査第1089号）について、審理員による審理手続を終結したので、行政不服審査法41条3項の規定により、その旨通知します。

審理員が作成する審理員意見書及び事件記録は、今後1週間以内（事件内容によって、若干前後する場合があります。）に、審査庁である東京都知事に提出する予定です。

したがって、審理員は、上記提出後の審理手続に関与することはできません。

本件審査請求についての裁決は、審理員意見書の提出後、東京都行政不服審査会への諮問を経て（※）、東京都知事が行います。

なお、審理員意見書の写しは、行政不服審査法43条3項の規定により、東京都知事が本件審査請求を東京都行政不服審査会に諮問した後に（※）、東京都知事からあなたに送付されます。

※ 行政不服審査法43条1項の規定により、東京都行政不服審査会に諮問されない場合を除きます。この場合、審理員意見書の写しは、裁決書と併せて送付されます。

令和元年12月5日

審査請求人

有限会社ムラキ

代表者 取締役 村木 智義 様

上記代理人 熊本 一規 様

総括審理員 原 弘樹

審理員 長谷川 知子

審理員による審理手続の終結について

審査請求人が提起した改善措置命令の取消しを求める審査請求（30総
総法査第1048号）について、審理員による審理手続を終結したので、
行政不服審査法41条3項の規定により、その旨通知します。

審理員が作成する審理員意見書及び事件記録は、今後1週間以内（事件
内容によって、若干前後する場合があります。）に、審査庁である東京都
知事に提出する予定です。

**したがって、審理員は、上記提出後の審理手続に関与することはできま
せん。**

本件審査請求についての裁決は、審理員意見書の提出後、東京都行政不
服審査会への諮問を経て（※）、東京都知事が行います。

なお、審理員意見書の写しは、行政不服審査法43条3項の規定により、
東京都知事が本件審査請求を東京都行政不服審査会に諮問した後に（※）、
東京都知事からあなたに送付されます。

※ 行政不服審査法43条1項の規定により、東京都行政不服審査会に諮
問されない場合を除きます。この場合、審理員意見書の写しは、裁決書
と併せて送付されます。